

令和7年度鳥取県医師会事業計画

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
1. 医道の高揚に関する事項 【公1】 (1) 医の倫理の高揚 【公1－①医道高揚対策事業】 ① 地区医師会との緊密な連携のもと、医師の良識と社会的使命を基盤として医の倫理の高揚に努める。 ② 公益・社会の福祉に資する専門職としての自覚、医師相互間の社会性の確立、医師会団体秩序の維持に努める。 ③ 日医提唱の「医師の職業倫理指針(改訂版)」の普及促進を図る。 ④ 「ピア・レビュー」(同一専門家による評価・同僚審査)を行い、保険診療のみならず、医療全般に対する県民からの更なる信頼の確立に努める。 (2) 自浄作用活性化対策 【公1－①医道高揚対策事業】 ① 自浄作用活性化の推進を図る。 ② 日本医師会「自浄作用活性化推進に向けて」を周知するとともに、実践の推進を図る。	○印は会内の会議等 ※印は部外の会議等 【公1】学術及び科学技術の振興を目的とする事業 【公2】公衆衛生の向上を目的とする事業
2. 医学教育の向上に関する事項 【公1】 (1) 医学会の開催 【公1－②医学向上事業】 ① 鳥取県医学会を年1回開催する。 ② 会員の研究発表をはじめ、専門医共通講習にかかる講演などを行うことにより、医学・医術の向上を図る。 (2) 医学研究の奨励 【公1－②医学向上事業】 ① 鳥取医学雑誌に投稿のあった論文の中から優秀な論文を選定し、「鳥取医学賞」を授与する。 対象となった論文については、「会員総会」において講演していただく。 ② 「鳥取医学雑誌新人優秀論文賞」により、若い医師の医学研究意欲を促し、医学研究を奨励する。	○鳥取県医学会 (7.7.20) 会場：鳥取県医師会館 運営担当：鳥取県立中央病院

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
3. 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 【公1】 (1) 医療安全対策 【公1-②医学向上事業】 ① 日本医師会が過去の医療事故事例を分析し、医療事故削減・再発防止を視点としてまとめた冊子『医療関係事例から学ぶ』を周知し、更なる医療安全に資する。 ② 日本医師会「医療従事者のための医療安全対策マニュアル」を周知するとともに、実践の推進を図る。 ③ 相談窓口を設置し、患者、家族等県民からの医療、健康に関する相談に対応するとともに、鳥取県、鳥取市の医療相談窓口「医療安全支援センター」との情報交換、連携を図る。 ④ 平成27年10月スタートした医療事故調査制度について、「医療事故調査等支援団体」としての相談の受付、初期支援等を行う。 ⑤ 県内の支援団体で組織する「鳥取県医療事故調査支援団体等連絡協議会」を主宰し、各団体間のマンパワー、保有情報、役割分担等を協議し、情報共有を図るなど連携を強化する。 ⑥ 支援団体としての運営実務等に関するセミナー、講演会等に役員・職員を派遣する。 (2) 鳥取医学雑誌の発行 【公1-②医学向上事業】 ① 鳥取医学雑誌の編集、発行を行う。(年4回発行) ② 鳥取県医学会での会員研究発表の抄録を鳥取医学雑誌へ掲載する。 ③ 鳥取県医学会での会員研究発表の中から「学会長推薦演題」を選定し、鳥取医学雑誌への投稿を勧める。 ④ 会員に対し積極的な投稿を呼びかける。 ⑤ 鳥取大学の各医局及び主な病院へ論文の投稿を依頼する。 4. 医師の生涯研修に関する事項 【公1】 (1) 日本医師会生涯教育制度の推進 【公1-②医学向上事業】 ① 「日本医師会生涯教育制度」実施要綱に基づき、生涯教育の推進を図る。 ② 日本医師会生涯教育講座を開催する。	○医療安全対策委員会 ※鳥取県医療安全推進協議会 ○鳥取県医療事故調査等支援団体 連絡協議会 ○医療事故調査制度に係る「支援団体 統括者セミナー」(期日未定) ○鳥取医学雑誌編集委員会 ○生涯教育委員会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
③「全国医師会研修管理システム」に参画、協力する。 ④ 研修会等における受付業務並びに管理システムを電子化し、医師資格証、ＩＣカード、スマートフォン等による受付業務を継続する。 (2) 日医かかりつけ医機能研修の実施 【公1-②医学向上事業】 ① 地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための研修を実施する。 ② 基本研修、応用研修、実施研修の3区分の要件を満たした会員に対して「認定証」を交付する。 (3) 日本専門医機構との連携 【公1-②医学向上事業】 ① 専門医の認定・更新に協力する。 ② 専門医の認定・更新に必要な教育研修を行う。(必修：医療安全、感染症対策、医療倫理) (4) 新Web研修システムの活用 【公1-②医学向上事業】 ① 研修会の受講管理の強化、受講機会の利便性向上等を目的として日本医師会が構築した「新Web研修システム」を活用する。	○日医かかりつけ医機能研修制度 令和7年度応用研修会 <u>(1)ハイブリッド・県医師会館 7.9.21</u> <u>(2)Web 7.10.19 (3)Web 7.11.3</u>
5. 医学、医療の国際交流に関する事項 【公1】 (1) 鳥取大学等との連絡協調 【公1-②医学向上事業】 ① 国立大学法人鳥取大学との連携を強化する。 ② 医学、医療に関する諸団体との連携を強化する。 (2) 医学、医療の国際交流 【公1-②医学向上事業】 ① 諸外国との医学、医療の国際交流を図る。 ② 世界医師会の会員登録を行ない、国際交流を図る。 ③ 非政治的組織として、医師としての使命に基づき、医学・生物学的立場から核戦争防止のために可能な限り努力を払うことを目的としての組織「IPPNW(核戦争防止国際医師会議)」(日本支部代表支部長：松本吉郎日本医師会長)に加入し、諸活動を展開する。	※鳥取大学経営協議会 ※鳥取大学学長選考・監察会議 ※鳥取大学関連管理型病院協議会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
(3) 国際交流の推進 【公1-②医学向上事業】 ① 県内で開催される国際交流事業に協力する。 ② 外国人バリアフリーの推進として、外国人の診療対応医療機関登録制度に協力する。 ③ 県内に在留する外国人に対して関係団体による相談などの取組状況について協議、意見交換することを目的に設置された「鳥取県外国人相談関係機関連絡会議」に参画する。 ④ 訪日・在留外国人の増加に伴い医療機関を受診する外国人が増加することから、県が外国人向けのハンドブックを製作するにあたり、専門的立場から意見を述べるとともに、利活用について会員あて周知を図る。 6. 公衆衛生の指導啓発に関する事項 【公2】 (1) 公衆衛生活動への協力 【公2-①公衆衛生活動事業】 ① 関係団体との連携を図り、各種公衆衛生活動へ協力する。 (公衆衛生協会、保健事業団、社会福祉協議会、臓器アイバンク、鳥取県獣医師会等) (2) 健康づくり文化の創造推進 【公2-①公衆衛生活動事業】 ① 県が進める健康づくり文化創造推進事業に協力する。 (3) 県民健康教育活動の展開 【公2-①公衆衛生活動事業】 ① 県民への健康教育に資するため「公開健康講座」を毎月1回（原則第1木曜日）開催する。 ② 公開健康講座の内容を予告する「保健の窓」（月1回・第4月曜日）、県民からの質問に答える「健康相談室」（月2回・第2火曜、第4月曜日）を日本海新聞に掲載し、県民健康教育の充実を図る。 ③ 生活習慣病対策セミナーを地区医師会の協力のもと開催する。 ④ 面談による「健康医療相談」（毎週木曜日）を開設、運営する。 ⑤ 県教育委員会が主宰する生涯学習「とっとり県民カレッジ」事業へ協力する。	※鳥取県国際交流財団 ※鳥取県外国人相談関係機関連絡会議 ※鳥取県公衆衛生協会理事会 ※鳥取県公衆衛生学会 ※中国地区公衆衛生学会 ※鳥取県健康づくり文化創造推進 県民会議 ○公開健康講座（毎月1回、第1木曜日）

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
7. 地域医療の推進発展に関する事項 【公2】 (1) 救急医療対策 【公2-②地域医療推進対策事業】 ① 県立中央病院及び鳥取大学医学部附属病院の「救命救急センター」の運営に協力し、救急医療体制の確保・充実に努める。 ② A C L S、J P T E Cの研修会を開催する。 ③ 救急告示医療機関、平日夜間及び休日急患診療所、病院群輪番制の連携により救急医療体制の充実に図る。 ④ 救命救急医療体制、へき地医療対策、空港における救急医療体制に協力する。 ⑤ メディカルコントロール体制に協力する。 ⑥ 平成30年3月26日運航開始、鳥取大学医学部附属病院に配置された鳥取県ドクターヘリ（通称「KANSAI・おしどり」）をはじめ、公立豊岡病院ドクターヘリ、消防防災ヘリを活用した救急医療体制に協力する。 ⑦ 鳥取県DMA T連絡協議会に参加する。 ⑧ <u>日本救急医学会中国四国地方会に参画する。</u> (2) 防災対策 【公2-②地域医療推進対策事業】 ① 「災害時の医療救護活動に関する協定書」（R5.7.4知事との協定締結）により、鳥取県から医療救護班の派遣要請があった場合に協力する。 ② 鳥取県災害医療活動指針に基づき、県災害医療コーディネーターとして、県から召集があった場合に、県内外の医療救護班等の派遣調整及び受け入れ、支援を行う。 ③ 鳥取県防災会議に参画し、知事のもと防災対策を図る。 ④ 災害時における透析医療の確保に向けて、透析にかかる災害医療コーディネーターを選定し、適切な透析医療の提供に資する。 ⑤ 国民保護法による指定地方公共機関として国民保護業務計画に基づき、武力攻撃やテロ発生時の国民保護医療に努める。 ⑥ 県内でN B C R災害が発生した場合に備え、平素から関係機関相互の連携を図る。 ※「N B C R災害」とは、核(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)及び放射能(Radiological)による災害をいう。 ⑦ 万が一に備え、津波対策、放射能対策などの防災対策を図る。	○救急・災害対策委員会 ※鳥取県救急搬送高度化推進協議会 ※メディカルコントロール協議会連絡会 ※鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会 ※鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議 ※鳥取県DMA T連絡協議会 <u>※日本救急医学会中国四国地方会</u> <u>（出雲市 7.5.30-31）</u> ※鳥取県防災会議 ※透析医療体制等についての意見交換会 ※鳥取県N B C R災害対処現地 関係機関連絡会議

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
⑧「鳥取県医師会災害医療チーム（JMAT鳥取）」について体制を構築していく。 ⑨ 災害時等におけるJMAT派遣に向けて、医療従事者、職員等を対象としたJMAT研修会の企画について検討する。 （３）共同利用施設対策 【公２－②地域医療推進対策事業】 ① 共同利用施設にかかる諸問題の検討等の対策を図る。 （４）医師確保対策、男女共同参画 【公２－②地域医療推進対策事業】 ① 日本医師会女性医師バンク事業等と連携し、地域医療体制安定化のため、女性医師をはじめとした医師確保対策に取り組む。 ② 女性医師対策として講演会時の託児・保育システムなどを推進する。 ③ 鳥取大学医学部附属病院ワークライフバランス（WLB）センターと連携して、女性医師のキャリアアップ、復職支援、相談事業などサポートを行う。 ④ 女性医師に役立つ情報を鳥取県医師会報に「Joy！しろうさぎ通信」として掲載し、女性医師に関わる様々な情報を共有、共感できる場を提供することにより、女性医師を心の面から支援する。 ⑤ 女性医師が生涯のライフステージに応じて活躍し、働き続けやすい環境を整備するために医療現場の課題や取り組みの工夫などについて対応を検討する。 ⑥ 男女共同参画の活動に対して顕著な功績のある会員に対して「Joy！しろうさぎ大賞」を授与し、更なる男女共同参画を推進する。 ⑦ 女性医師支援に関する講演会並びに女性医師のキャリア形成、結婚・出産・育児などのライフイベントなどの悩みを抱える女性医師の交流、懇談を目的として「鳥取県女性医師の会」を開催する。 ⑧ 鳥取県内の臨床研修病院の研修医等を対象とした「初期臨床研修医歓迎の夕べ」を開催し、医師会活動を説明するとともに、地域医療の確保に努める。 ⑨ 県が令和６年度から令和９年度までの４年間を対象として策定する「鳥取県医師確保計画」について、取組状況、進捗状況等を注視するとともに専門的立場からの意見を具申する。 ⑩ 令和５年１１月に開設した「医業承継相談窓口」に寄せられた相談について適宜対応していく。 <u>⑪ 医師偏在対策については、医師の配置調整が喫緊の課題であり、また、地域偏在・診療科偏在についても格差が広がっており、その解消が急務であるため、行政と連携しながら検討していく。</u>	○全国医師会共同利用施設等連絡協議会 （高崎市 7.8.30-31） ○日医男女共同参画フォーラム （郡山市 7.5.17） ○女性医師支援・ドクターバンク連携 中国四国ブロック会議 （岡山市 7.11.3） ○男女共同参画推進委員会 ○鳥取県女性医師の会 （東部地区 期日未定） ○初期臨床研修医「歓迎の夕べ」 （米子市 7.6.26） ※鳥取県医療審議会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
(5) 地域医療対策 【公2-②地域医療推進対策事業】 ① 地域医療介護総合確保基金を活用した事業の推進を図る。 ② 地域医療構想の策定、保健医療計画の見直しに向けて対応を検討する。 ③ 地域医療体制の安定化を推進する。 ④ 在宅療養支援診療所の普及を推進する。 ⑤ 診診連携、病診連携、病病連携の推進を図る。 ⑥ 地域の小児等在宅医療の推進を図るとともに、人材養成のための講習会に会員を派遣する。 (6) 有床診療所対策 【公2-②地域医療推進対策事業】 ① 有床診療所機能を有効に発揮し、地域のニーズに応える医療提供に努める。 ② 全国有床診療所連絡協議会、中国四国医師会連合有床診療所連絡協議会との連携を図る。	※鳥取県地域医療対策協議会 ○小児在宅医療に関する人材養成講習会 ○鳥取県有床診療所連絡協議会 ○全国有床診療所連絡協議会 (秋田市 7.7.19-20) ○全国有床診療所連絡協議会中国四国 ブロック会総会・中国四国医師会連合 有床診療所研修会 (岡山市 8.1.25)
8. 地域保健の向上に関する事項 【公2】 (1) 健康診査管理指導事業対策 【公2-③地域保健向上事業】 ① 鳥取県健康対策協議会と共同で、がん対策を中心として以下の事業を実施する。 (1) 「がん登録等の推進に関する法律」が施行されたことから、更なるがん登録事業の推進、がん患者の追跡調査及び調査結果の解析 (2) 各がん検診従事者講習会の開催 (3) 各がん検診読影委員会及び細胞診判定委員会の連絡強化 (4) 各がん検診精密検査医療機関の登録（胃、大腸、肺、肝臓、乳房、子宮） ② 鳥取県臨床検査技師会と共同で臨床検査精度管理事業を実施し、臨床検査値の標準化を図るとともに、報告会を開催する。 ③ 鳥取県、鳥取市が実施する衛生検査所の立入検査、精度管理に協力する。 ④ 妊婦健康診査の検診回数の拡充（公費負担）に協力する。 (2) 特定健診・保健指導への対応 【公2-③地域保健向上事業】 ① 協会けんぽをはじめとする被用者保険と特定健診等にかかる集合契約を締結し、実施する。 ② 特定健診にかかる各種の情報を伝達し、円滑な実施に努める。	※鳥取県がん対策推進県民会議 ※鳥取県がん診療連携協議会 ○臨床検査精度管理委員会 ○報告会 (7.12.7) ※鳥取県精度管理委員会 ※鳥取県保険者協議会 ※鳥取県地域職域連携推進協議会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
③ 特定健診実施医療機関の費用請求業務の負担軽減を図るため、健診結果の電子データによる請求業務を代行して行う。 ④ 特定保健指導実施医療機関の促進、実施医療機関の費用請求業務の負担軽減を図るため、電子データによる請求業務を代行して行う。 （３）地域保健活動の推進 【公２－③地域保健向上事業】 ① 母子保健・医療、新生児聴覚検査費助成事業、少子化対策事業などに協力する。 ② 「総合周産期母子医療センター」の運営等に協力する。 ③ 疾病構造の地域特性に関する調査、研究を行なう。 ④ <u>本会及び若年者心疾患・生活習慣病対策協議会が主催、日本医師会、健対協、鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県小児科医会等が後援で「第５７回若年者心疾患・生活習慣病対策協議会総会」を開催し、生徒の学校心臓検診と生活習慣病、学校検尿から発見された糖尿病等について対策を図る。</u> ⑤ 乳幼児・児童生徒の心臓検診を推進するとともに研修会を開催する。 ⑥ 「生活習慣病」対策の推進を図る。 ⑦ 在宅医療の推進のための実地研修事業を実施する。 ⑧ 禁煙指導医、禁煙講演医養成のための研修会を開催する。 ⑨ ニコチン依存症治療に関する情報提供を行うなど、禁煙指導を推進する。 ⑩ 児童生徒に対する喫煙防止教育に協力すると共に、受動喫煙対策を推進する。 ⑪ がん撲滅をめざす“がん征圧運動”に協力する。 ⑫ 各種予防接種事業並びに、感染症対策に協力する。 ⑬ 本県の特性に沿った効果的なアレルギー対策を検討する。（委託事業） ⑭ 子どもの頃からのがん予防教育の推進に努める。 ⑮ 難病対策の推進、新たな医療費助成制度にかかる指定医、指定医療機関の指定等に協力する。 ⑯ 市町村が実施主体である定期予防接種について、全県広域化を推進することにより、利便性を向上させ、接種機会の拡大を図り、感染症予防に資する。 （４）糖尿病対策 【公２－③地域保健向上事業】 ① 「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」を運営するとともに、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療、専門医療機関へ紹介するなどの連携体制を構築し、広くホームページなどで広報する。	※鳥取県母子保健協議会 ※第５７回若年者心疾患・生活習慣病対策協議会総会（<u>県医師会館 8.2.1</u>） ○禁煙指導対策委員会 ※鳥取県がん征圧大会 （<u>とりぎん文化会館 7.9.9</u>） ※アレルギー疾患医療連絡協議会 ※鳥取県がん対策推進県民会議 （子どもの頃からのがん予防教育推進部会） ○鳥取県糖尿病対策推進会議 ○日本糖尿病対策推進会議総会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
② 講習会を開催し、糖尿病専門医以外の医師のレベルアップを目指す。 ③ 糖尿病療養指導に携わる医師をはじめとして看護師、管理栄養士などコメディカルの職種を対象とした研修会などを開催し、称号「糖尿病療養指導士」を付与し、糖尿病療養指導の資質向上に努める。 ④ 糖尿病について県民への啓発を目的として、世界糖尿病デー（毎年１１月１４日）にあわせて実施される「ブルーライトアップ」に協力する。 ⑤ 鳥取県、鳥取県糖尿病対策推進会議、鳥取県医師会の３者で策定した「鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を推進し、各医療保険者とかかりつけ医や専門医との連携強化を図る。 （５）環境対策 【公２－③地域保健向上事業】 ① 環境保全対策、医療廃棄物対策、地球温暖化防止対策を図る。 ② 在宅医療廃棄物処理ガイドラインを周知する。 ③ 放射能汚染対策を図る。 （６）メンタルヘルス・自殺対策 【公２－③地域保健向上事業】 ① 地域におけるうつ病並びに自殺対策の事業に積極的に協力する。 ② 産業医研修会等を通じて、産業医活動の現場におけるメンタルヘルス分野の推進を図る。 ③ かかりつけ医の、うつ等精神疾患の診断技術の向上、及びかかりつけ医と精神科医との適切な連携の確保を図る。 ④ 「かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル（第６版）」の積極的活用を呼びかけ、かかりつけ医の早期発見、専門医への紹介など日常診療の一助とする。 ⑤ 精神疾患のプライマリケア及び地域連携に関わる研修会を開催する。 （７）麻薬対策 【公２－③地域保健向上事業】 ① 麻薬事故防止対策、麻薬・覚せい剤乱用防止運動（麻薬・向精神薬の説明会、新入会員の指導）を展開する。 ② 麻薬の適正使用の促進を図る。 ③ 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の周知、該当事案の通報に協力する。	○鳥取県糖尿病療養指導士認定機構 ※ブルーライトアップ ○日医廃棄物担当理事連絡協議会 ※鳥取県心といのちを守る県民運動 ○かかりつけ医と精神科医との連携会議 ○精神医療関係者研修会 ※鳥取県薬物乱用対策推進本部会議

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
(8) 感染症対策 【公2-③地域保健向上事業】 ① 新型コロナウイルスを含む感染症全般、ワクチン接種体制等について日本医師会、行政との連携を強化して総合的に対応する。 ② 従来の第一種及び第二種感染症指定医療機関の指定に加え、令和4年感染症法等の改正で、新興感染症の発生・まん延に備え、行政と医療機関が医療の確保等に関する協定締結を行い、平時から新興感染症に対応する医療及び通常医療の提供体制等に協力する。 ③ 改正感染症に基づく鳥取県感染症対策連携協議会に鳥取県医師会も参画し、行政、関係団体・機関との連携体制を構築する。 ④ 定期接種としてのHPVワクチンの積極的接種勧奨の再開およびキャッチアップ接種にあたり、接種協力医療機関の登録など予防接種体制に協力する。 ⑤ 新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザを始めとする各種の感染症対策について県と連携して、対策の充実を図る。 ⑥ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する指定地方公共機関として、業務計画を作成するとともに、新型インフルエンザ等対策を図る。 ⑦ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「特定接種」に関する医療機関の登録を推進する。 ⑧ 感染症サーベイランス、B型・C型肝炎対策、MRSA対策、院内感染対策の充実を図る。 ⑨ 各種予防接種医療機関を登録する。 ⑩ 結核など感染症の予防及び対策について県と協力して対応する。 ⑪ 児童・生徒を対象とした学校における結核対策の管理方針の検討について専門的な立場から対応する。 ⑫ 麻疹、風疹患者の発生状況報告制度を周知し、協力する。 ⑬ 国が打ち出した、風しん抗体保有率の低い世代を対象とした、無料の抗体価検査、ワクチンの定期接種化の事業に対し、医療機関のとりまとめなど積極的に協力する。 (9) 学校保健対策 【公2-③地域保健向上事業】 ① 「鳥取県医師会指定学校医制度」の運用を推進する。 ② 学校医・園医活動の強化を図る。 ③ 学校医・園医研修会を開催し、学校医・園医の資質向上を図る。 ④ 日本学校保健会発行の冊子「学校保健」を学校医・園医部会員へ配布し、学校保健の広報の	※鳥取県感染症対策協議会 ※鳥取県感染症対策連携協議会 ※日医感染症法医療提供体制担当事務連絡協議会 ※日医新興感染症対策研修 ○感染症危機管理対策委員会 ※鳥取県感染症危機管理対策協議会 ※鳥取県学校結核対策会議 ※鳥取県ワクチン流通等対策委員会 ※鳥取県麻しん対策会議 ○学校医・園医部会運営委員会 (保育所嘱託医を含む) ○学校医・園医研修会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
充実を図る。 ⑤ 鳥取県学校保健会との連携強化を図る。 ⑥ 日医学校保健講習会、母子保健講習会がW e b 等にて開催、配信されることから、学校医に情報提供し、受講を勧奨する。 ⑦ 全国学校保健・学校医大会へ出席する。 ⑧ 「中国地区学校保健・学校医大会」に参画し、学校保健に関する研究発表を行う。 ⑨ 学校保健に関する諸問題について協議、意見交換する、「中国四国医師会連合学校保健担当理事連絡協議会」に参画する。 ⑩ 県内全市町村が共同調達で導入する「学校業務支援システム」における学校保健分野の事業に協力する。 ⑪ 日本スポーツ振興センターとの連携を図り、センター事業に協力する。 ⑫ 学校で行われている検尿にかかる事後措置、精密検査体制等学校検尿システムの確立について協議、検討する「学校検尿対策委員会」において小児C K D対策に資する。 (1 0) 健康スポーツ医対策 【公 2 - ③地域保健向上事業】 ① 「日医認定健康スポーツ医」の認定審査、申請を行う。 ② 健康スポーツ医学再研修会を開催し、健康スポーツ医の資質向上を図る。 (1 1) 産業保健対策 【公 2 - ③地域保健向上事業】 ① 産業医活動の強化を図る。 ② 産業医研修会を開催し、産業医の資質向上を図るとともに、W e b での開催について検討する。 ③ 日医認定産業医の審査、申請を行う。	※鳥取県学校保健会 ○日医学校保健講習会 (7. 4. 13) ○日医母子保健講習会 (期日未定) ○全国学校保健・学校医大会 (横浜市 7. 11. 22) ○中国地区学校保健・学校医大会 (山口市 7. 8. 24) ○中国四国医師会連合学校保健担当理事連絡協議会 (山口市 7. 9. 27) ○日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業運営協議会 ○学校検尿対策委員会 ○健康スポーツ医委員会 ○日医健康スポーツ医学講習会 ○健康スポーツ医学再研修会 ○産業医部会運営委員会 ○産業医研修会 (3 地区) ○産業保健活動推進全国会議 (期日未定)

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
④ 鳥取労働局、鳥取産業保健総合支援センター等と随時連携し、ストレスチェック制度、長時間労働者への面接指導、治療と仕事の両立支援等について、労働者の健康確保に留意し、適切に対応していく。	○全国医師会産業医部会連絡協議会 （ 7.7.3 ） ※鳥取県産業保健協議会 ※鳥取県産業保健総合支援センター 運営協議会、全体会議 ※鳥取県地域両立支援推進チーム会議 ※鳥取県産業安全衛生大会 （ とりぎん文化会館 7.10.28 ）
9. 保険医療の充実に関する事項 【公2】 (1) 医療保険制度対策 【公2－⑤医療・介護保険対策事業】 ① 社会保障制度の抜本的改正対策を検討する。 ② 医療保険制度改革対策、国民健康保険制度の全県一本化に伴い、鳥取県が保険者協議会の構成員となったことに併せて、オブザーバー参加し専門的見地から助言を行う。 ③ 令和6年4月から開始された小児特別医療費助成制度（18歳まで）医療費無償化の周知、障害者自立支援制度改革への協力を図る。 ④ 社会保険診療報酬改定への対応を推進する。 ⑤ 後期高齢者医療制度の改正案の周知・徹底を図る。 ⑥ 在宅療養支援診療所の推進を図る。 ⑦ ジェネリック医薬品の利用促進について検討する。 ⑧ 県が策定した第4期鳥取県医療費適正化計画（2024年4月～2030年3月）の策定及び取組みの評価について意見を述べる。 (2) 医療保険対策 【公2－⑤医療・介護保険対策事業】 ① 適正な保険請求に関する疑義等について検討を行う。 ② 請求事務適正化対策等の調査検討を行う。 ③ 保険医療機関の指導・監査等に立ち会う。 ④ 鳥取市が平成30年4月、中核市へ移行したことに伴い新たに設置された鳥取市保健所が生活保護法指定医療機関の指導を担当することになり、指導計画について、本会、東部医師会、県、鳥取市の4者で打合わせを行う。	※鳥取県保険者協議会 ※鳥取県医療費適正化計画策定 評価委員会 ○医療保険委員会 ○中国四国厚生局鳥取事務所・鳥取県 医療保険課との打合せ ○鳥取県ささえあい福祉局孤独・孤立対策 課・鳥取市・東部医師会との打合せ

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
⑤ 指導・監査等における指摘事項を医師会報へ掲載し、周知徹底を図り、適正な保険診療の推進を図る。 ⑥ 関係法令の周知と地区医師会との連絡強化を図る。 ⑦ 新規開業医療機関へ冊子『保険医入門』を配付し、適正な保険診療、保険請求に資する。 ⑧ <u>診療報酬改定の評価（外来・在宅ベースアップ評価料等）、次期診療報酬改定に対する要望事項について協議、意見交換する「中国四国医師会連合医療保険分科会」に参画する。</u> ⑨ オンライン資格確認が令和５年４月から義務化されたことにより、情報提供、相談などの対応を図る。 ⑩ 電子処方箋の運用が令和５年１月から運用開始されたことから、円滑な導入に向けて説明会の開催、情報提供、相談などの対応を図る。 （３）介護保険対策 【公２－⑤医療・介護保険対策事業】 ① 介護保険の運営、介護保険報酬改訂の周知を図る。 ② 介護支援専門員組織との連携を推進する。 ③ 介護保険事業計画の改正に伴う対策を図る。 ④ 地域支援事業(介護予防事業)に協力する。 ⑤ 療養病床再編計画の周知、推進を図る。 ⑥ 地域包括ケア体制を積極的に推進する。 ⑦ 平成３０年度に新設された介護医療院への対応を図る。 （４）労災保険対策 【公２－⑤医療・介護保険対策事業】 ① 鳥取労働局との連絡協調を図る。 ② 労災診療費算定実務研修会をＲＩＣ（労災保険情報センター）と共催する。 （５）自賠責保険対策 【公２－⑤医療・介護保険対策事業】 ① 自賠責保険診療費算定基準の推進を図る。 ② 自賠責保険診療費におけるトラブルの解決処理にあたる。 （６）診療情報提供の推進 【公２－⑤医療・介護保険対策事業】 ① 患者等からの求めに応じて提供する診療情報について適正な提供の推進を図る。 ② 日本医師会「診療情報の提供に関する指針」を周知するとともに実践の推進を図る。	○社会保険指導者講習会 ○中国四国医師会連合医療保険分科会 （岡山市 7.5.10） ○介護保険対策委員会 ※鳥取県介護保険事業支援計画 及び老人福祉計画策定・推進委員会 ※労災保険診療費審査委員会 ※労災診療協議会 ○鳥取県自動車保険医療指導委員会 ○鳥取県自動車保険医療連絡協議会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
③ 医療相談窓口を設置し、県民からの相談にあたりとともに地区医師会相談窓口との連携を図る。 ④ 県の医療相談窓口「医療安全支援センター」との情報交換、連携を図る。 (7) 医療保険情報の周知徹底 【公2-⑤医療・介護保険対策事業】 ① 健保、国保の疑義解釈などの医療保険関係情報を医師会報に掲載し、周知徹底を図る。 ② 新入会員への啓発研修を行う。 (8) 個人情報保護対策 【公2-⑤医療・介護保険対策事業】 ① 法の規定による遵守すべき事項の周知を図り、個人情報の適正な取扱いに努める。 ② 令和2年に引き続き令和3年にも個人情報保護法が改正されたが、令和2年改正により「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」も一部改正された。周知徹底を図り、個人情報の保護と適切な管理に努める。 (9) 医療保険関係団体との連絡調整 【公2-⑤医療・介護保険対策事業】 ① 中国四国厚生局鳥取事務所、支払基金鳥取支部、国保連合会等との連絡強化を図る。 ・中国地方社会保険医療協議会鳥取部会、支払基金鳥取支部審査運営協議会 ・社保審査委員会、国保審査会 ② 県などの各種委員会へ委員等を派遣する。 (10) 国民のための医療推進対策 【公2-⑤医療・介護保険対策事業】 ① 「鳥取県国民医療推進協議会」を主宰するとともに構成団体相互の連携を図る。 ② 国民皆保険制度の堅持、国民のための医療を守るため、講演会等を開催する。 ③ TPPへの対応、控除対象外消費税の問題の解決などについて、関係団体をはじめ参画団体の理解と協力を得て推進する。	○鳥取県国民医療推進協議会総会
10. 医事法規の整備に関する事項 (1) 医療法改正対策 【公2-⑥医事法規対策事業】 ① 改正医療法への対応を検討する。	

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
② 医療特区・医療ツーリズム・混合診療導入反対、国民皆保険制度堅持の運動を引き続き展開する。 （２）母体保護法対策 【公２－⑥医事法規対策事業】 ① 母体保護法指定医師の指定審査を行う。 ② 指定医師の新規指定・更新の際に必須となる「母体保護法指定医師研修会」を開催する。 ③ 母体保護法指定における不服審査を行なう。 ④ 母体保護法に関する諸問題について周知する。	○母体保護法指定医師審査委員会 ○母体保護法指定医師研修会 ○母体保護法指定医師不服審査委員会 ○家族計画母体保護法指導者講習会
1 1. 医療施設の整備に関する事項 【公２】 （１）医療提供体制の確保対策 【公２－⑥医事法規対策事業】 ① 病院、診療所の開設、基準病床数の変更について対応を図る。 ② 地域の医療提供体制に積極的に関与し、地域医療の安定を図る。 ③ 県立病院の運営に関して意見を述べる。	※鳥取県医療審議会、医療法人部会 ※鳥取県地域医療対策協議会 ※鳥取県立病院運営評議会
1 2. 医療経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項 （１）医療経営対策 【公２－⑦医療経営対策事業】 ① 医療経営に関する情報提供を行う。（麻薬施用免許、生命保険、医師年金、医療機関企業年金基金、調査統計等） ② 各種の税制対策に関する情報収集に努める。 ③ 控除対象外消費税の問題点を把握、理解し、解消に努める。 ④ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続を求め、関係者への働きかけを強化する。 ⑤ 各種検診料、文書料等報酬の適正化を図る。 ⑥ 個人事業者の事業承継を促す税制措置として「個人版事業承継税制」が創設され、贈与税及び相続税が１００％納税猶予又は免除されることとなった。この税制は個人開業医にも適用されることから、医療の継続と会員の希望を適切につなぐ取組みとして情報収集及び情報提供に努める。	○日本医師会担当理事連絡協議会（医療の第三者承継フォーラム）

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
(2) 医事紛争対策 【公2-⑦医業経営対策事業】 ① 日本医師会、地区医師会との連携を図り、医事紛争の早期解決処理にあたる。 ② 賠償責任保険、日医特約保険（3億円補償）の加入を推奨し、補償に備える。 ③ 「産科医療補償制度」の周知及び加入を推奨する。（分娩のある15施設は全て加入済み） ④ 医事紛争・医療安全に関する研修会を必要に応じて開催する。 (3) 看護職員対策 【公2-⑦医業経営対策事業】 ① 看護職員養成対策の強化を図る。 ② 看護高等専修学校との連携強化、情報交換を図る。 ③ 訪問看護ステーション、ナースセンター運営事業へ協力する。 ④ 「看護師等の届出制度」を周知するとともに協力する。 ⑤ 准看護師試験の外部委託への対応、情報収集等を図る。 (4) 勤務医、病院対策 【公2-⑦医業経営対策事業】 ① 病院における勤務医の過重労働・疲弊などの諸問題の解消を支援する。 ② 鳥取県病院協会との連携強化を図る。 ③ 中国四国医師会連合勤務医委員会に参画し、勤務医にかかる諸問題等を検討する。 ④ 臨床研修病院と協力して勤務医（研修医）の入会を促進し、会員増強対策、医師会組織強化、部会活動の充実を図る。特に、日本医師会医師賠償責任保険を勤務医へ広報するとともに、加入促進を図る。 ⑤ 令和5年度より日本医師会は医学部卒業後5年間会費を免除している。本会も同様に地区医師会と足並みを揃えながら、「医師免許取得後5年目までの会員」を会費免除し、会員増強、組織強化を図る。 ⑥ 医療安全、医事紛争などの勤務医の諸課題に対応する。 ⑦ 県・労働局委託の「医療勤務環境改善支援センター事業」を受託し、医療機関が勤務環境改善に向けた取り組みができるよう総合的に支援する。令和6年4月から施行される医師の働き方改革の施行を受け、県内医療機関へ個別訪問を行い、医師の時間外上限規制の遵守、面接指導等の追加的健康確保措置への対応が円滑に行われているか、また、地域医療に与える影響等の実態を把握し、積極的に支援していく。 ⑧ 医療機関勤務環境評価センターにおける医療サーベイヤを選任、日本医師会へ推薦し、年間の時間外労働時間が960時間を超える医師が在籍する医療機関（評価センターが指定する県外の	○医事紛争処理委員会 ○中国四国医師会連合医事紛争研究会 （<u>岡山市 7.11.3</u>） ※准看護師試験委員会 ※看護職員確保対策協議会 ※ナースセンター事業運営委員会 ○全国医師会勤務部会連絡協議会 （<u>盛岡市 7.11.8</u>） ○中国四国医師会連合勤務医委員会 （<u>山口市 7.9.27</u>） ○勤務医委員会 ○鳥取県医療勤務環境改善支援センター 運営協議会、推進委員会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
1 3. 医師会相互の連絡調整に関する事項 (1) 日本医師会との連携強化 【公2－⑧医師会相互連絡調整事業】 ① 日本医師会が主催する諸会議へ役員を派遣し、情報収集、連携強化を図る。 (2) 中国四国医師会連合との連携強化 【公2－⑧医師会相互連絡調整事業】 ① 中国四国医師会連合各県との連携強化を図る。 ② 中国四国医師会連合主催の諸会議へ役員を派遣し、情報収集、意見交換、連携強化を図る。 (3) 地区医師会との連携強化 【公2－⑧医師会相互連絡調整事業】 ① 当面の諸問題に対応するため、担当理事連絡協議会を開催し、問題点の共通認識、解決、連携強化を図る。 ② 各医師会事務局職員連絡協議会を開催し、職員相互の連携強化、親睦を図る。 (4) 情報ネットワークの推進 【公2－⑧医師会相互連絡調整事業】 ① 鳥取県医師会のIT化を推進する。 ② 地域医療情報ネットワーク「おしどりネット」が令和2年4月1日、NPO法人化された。運営のあり方について積極的に関与するとともに、加入医療機関を促進するための措置を講ずる。 ③ 情報システムに関する講演会を開催する。 ④ 日本医師会Web会議システムへ参加する。 ⑤ 医療介護総合確保基金により更新導入したテレビ会議システムの積極的な活用を図る。 ⑥ 日本医師会電子認証センターと連携し、「医師資格証」の取得を推進し、審査業務を行なう地域受付審査局（LRA）を運営する。 ⑦ 医療機関を標的としたサイバー攻撃に対する理解を深める研修会を開催するなど、医療機関のサイバーセキュリティ対策を促進するための措置を講ずる。	○日医代議員会 ○都道府県医師会長協議会 ○日医各担当理事連絡協議会 ○日医の各委員会 ○日医医療政策シンポジウム ○中国四国医師会連合総会 （<u>山口市 7.9.27-28</u>） ○中国四国医師会連合常任委員会 ○中国四国医師会連合各分科会 ○中国四国医師会連合各種研究会 ○各担当理事連絡協議会 ○各医師会事務局職員連絡協議会 ○情報システム運営委員会 ※特定非営利活動法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会 ○医療情報研究会 ○日医医療情報システム協議会 ○テレビ会議システム運営小委員会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
(2) 関係団体との連携強化 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 関係団体との連携強化を図る。 ② 人権文化センターとの連携を図り、主に医療を受けるかたの人権擁護活動を推進する。 (3) 四師会との連携 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 四師会の連携強化を図る。 ② 医療保険対策の連携を図る。 ③ 鳥取県看護協会との連携を図る。 (4) 鳥取県医師会報の発行 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 会員への情報伝達の主力をなす鳥取県医師会報の発行にあたり、取材活動の拡充、編集方針の検討、内容の充実等を図る。 ・研修医や若手医師の紹介コーナー、勤務医のコーナーを設け、若手医師・勤務医にも情報伝達や情報収集に活用してもらうことで会報の周知を図る。 ・日医ニュースの掲載コーナーを設け、日本医師会の活動についての周知を図ることにより、組織強化に繋げる。 ② 医師会報をホームページに掲載することにより情報発信の充実を図る。 ③ <u>将来の会報のデジタル化へ向け、紙媒体から電子媒体への購読移行を会員に対して促進する。</u> ・ペーパーレス化により削減されるコストを会報の作成および編集へ再配分することで、更なる内容の充実を図ることを目指す。 ④ <u>物価高騰による印刷費・郵送費等、作成にかかるコスト増の影響を最小化すべく、会報への有料広告掲載に注力し、新たな収益としての確立を目指す。</u> ・現行の広告掲載費の改訂を行う。また、掲載要項等の見直しを行い、掲載基準の規程を設ける。 (5) 広報の強化 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 会員、医療機関のメールアドレスを登録し、会員向けの情報伝達、広報を強化する。 ② 県民向けの広報活動を強化する。 ③ ホームページコンテンツの充実を図る。 ④ SNS（YouTube チャンネル、Instagram）やマスメディア等を活用し、医師会主催の研修会や取組みの周知を図る。 ⑤ 若手医師とのコミュニケーションの場として対談等を企画し意見を聞くことで医師会の活動や	○鳥取県人権文化センター ※四師会「観桜会」 （当番：歯科医師会 7.4.10） ○鳥取県看護協会との連携協議会 ○広報委員会 ○会報編集委員会

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
取組みの参考にする。 (6) 報道機関など対外広報との連絡調整 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 報道関係との連絡、各種団体対外広報との連携を図る。 ・医師会報、日医ニュース、医師会入会案内パンフレット、その他各種資料の配布 ② 医師会活動のPR、国民皆保険制度などの諸問題等について対外広報を強化する。 ・医師会の活動や取組みについて、記者会見等の形で情報発信することで、医師及び県民に向けPRを行う。 (7) 犯罪被害者支援対策 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① とっとり被害者支援センターの運営に協力する。 ② 鳥取県性暴力被害者支援協議会へ参画し、性暴力被害者への早期の適切な診療、医療的ケアなどに資する医療関係者向けの研修会の開催などに協力する。 (8) 定款、諸規程の検討 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 平成25年4月、公益社団法人へ移行したことに伴い定款、定款施行細則、その他諸規程について必要に応じ、随時、見直しの検討を行う。 ② <u>新公益法人制度改革に向けて対応していく。</u> (9) 情報セキュリティ対策 【公2-⑨その他本会の目的を達成するための事業】 ① 情報セキュリティポリシーに則った安全管理措置を行うとともに、高度化するサイバー攻撃等の情報を収集することで効果的な対策を講じる。	※とっとり被害者支援センター ※鳥取県性暴力被害者支援協議会 ○定款諸規程改正検討委員会